

※ 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」
(平成20年4月17日雇児発第0417001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

別添 2

雇用均等・児童家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

雇用均等・児童家庭局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。)に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

1 申請手続の特例(包括承認事項)

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。

- (1) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の児童福祉施設等の補助施設等(※)の財産処分(無償譲渡及び無償貸付に限る。)であって、譲渡又は貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続するもの。
- (2) 社会福祉法人が行う児童福祉施設等の補助施設等の財産処分(無償譲渡及び無償貸付に限る。)であって、譲渡又は貸付先が他の社会福祉法人又は地方公共団体で同一事業を継続するもの。
- (3) 経過年数が10年以上の児童福祉施設等の補助施設等の転用(厚生労働省承認基準別表に掲げる事業への転用に限る。)
- (4) 幼保連携型認定こども園等に係る保育所の以下の財産処分
 - ① 保育所の一部を幼稚園に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、幼稚園を設置することにより、幼保連携型認定こども園となる場合の財産処分。
 - ② 保育所の一部を幼稚園に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、幼稚園を設置する際の財産処分であって、次の要件を満たすもの。(①を除く。)
 - ア 保育所の一部を幼稚園に転用等することにより、保育所児の処遇が低下せず、かつ地域の子育て環境の向上を図ることが出来ること。
 - イ 地方公共団体の施策として、保育所と幼稚園の連携を推進することとされていること。

(5) 社会福祉法人が行う補助財産取得後の抵当権の設定であって、厚生労働省承認基準第3の3(2)の要件を満たし、かつ、以下のいずれかの要件を満たすもの。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して補助財産を担保に供する場合
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して補助財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

※補助施設等

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金の補助事業により取得した児童福祉施設、婦人保護施設、児童相談所及び婦人相談所並びに次世代育成支援対策施設整備交付金により取得した次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令（平成17年厚生労働省令第79号）第1条第2項に規定する施設。

2 社会福祉施設等施設整備資金貸付金により取得した財産の処分

社会福祉施設等施設整備資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付を受けて取得した財産の処分を行う場合、補助金等と同様の取扱いとする必要があることから、この承認基準の特例を準用するものとする。

ただし、貸付金により取得した財産の処分に係る事務については、地方厚生（支）局長に委任されていないので留意すること。